

令和 6 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 4 項の規定に基づき、同法に規定する廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者から報告のあった排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果を次のとおり公表する。

1 対象施設及び事業場数

令和 6 年度中に設置されていた施設 (年度途中の廃止 2 施設含む)

大気基準適用施設	75 施設	55 事業場
水質基準適用事業場	13 施設	10 事業場

2 公表する対象施設と測定結果

設置者から県に対して、令和 6 年度中に報告のあった自主測定結果

3 自主測定結果

(1) 大気基準適用施設

ア 排出ガス

報告のあった 46 施設 (52 件) の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表 1 排出ガス中のダイオキシン類濃度状況 () は報告件数

施設の区分			施設数	濃度分布（ng-TEQ/m ³ N）				排出基準
				1以下	1超～5以下	5超～10以下	10超	
廃棄物焼却炉	処理能力2t/h未満	既設	17 (17)	13 (13)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10
		新設	22 (22)	16 (16)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	5
	2t/h以上4t/h未満	既設	3 (9)	3 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5
		新設	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
アルミニウム溶解炉		既設	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5
計			46 (52)	36 (42)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	

イ ばいじん（集じん機で集めて排出される灰（飛灰、集じん灰等））

報告のあった３０施設（３０件）の測定結果のうち、処理基準が適用される
２７施設（２７件）は、全て排出基準値以下であった。

表２ ばいじんのダイオキシン類濃度状況（ ）は報告件数

施設の区分		施設 数	処理基準 適用除外	処理基準適用		
				処理基準以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	１２ (１２)	３ (３)	９ (９)	０ (０)	０～０.６７
	新設	１８ (１８)	０ (０)	１８ (１８)	０ (０)	０～１.９
計		３０ (３０)	３ (３)	２７ (２７)	０ (０)	

注 「処理基準適用除外」とは、セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行った
ことにより、基準の適用を受けないものを示す。

ウ 燃え殻（炉低部から排出される灰（焼却灰等））

報告のあった３４施設（３３件）の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表３ 燃え殻のダイオキシン類濃度状況（ ）は報告件数

施設の区分		施設 数	処理基準 適用除外	処理基準適用		
				処理基準値以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準値超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	１６ (１６)	０ (０)	１６ (１６)	０ (０)	０～０.１９
	新設	１８ (１７)	０ (０)	１８ (１７)	０ (０)	０～１.６
計		３４ (３３)	０ (０)	３４ (３３)	０ (０)	

注 「処理基準適用除外」とは、セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行った
ことにより、基準の適用を受けないものを示す。

エ その他

- ・ ばいじんが湿式排出ガス処理装置で処理され汚泥として処理されたもの。
(1 施設 1 件)

- ・ 金属を回収するため、排出ガスを処理する集じん機で集めた灰。
(1 施設 1 件)

についても、測定結果として報告があったが、いずれの測定結果も処理基準値以下であった。

表 4 その他のダイオキシン類濃度状況 () は報告件数

施設の区分		試料種別	施設数	処理基準適用		
				処理基準値以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準値超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	汚泥	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.0000053
	新設	金属	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0
計			2 (2)	2 (2)	0 (0)	

(2) 水質基準適用事業場

報告のあった 4 事業場 (4 件) の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表 5 排出水中のダイオキシン類濃度状況 () は報告件数

事業場の区分		事業場数	処理基準適用		
			排出基準値以下 (10pg-TEQ/L以下)	排出基準値超 (10pg-TEQ/L超)	最小～最大 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉の 湿式集じん施設	既設	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0.00038 ～0.059
	新設	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0.00091 ～0.0028
計		4 (4)	4 (4)	0 (0)	

※「既設」とは平成 12 年 1 月 14 日以前に、
「新設」とは平成 12 年 1 月 15 日以後に設置した施設を示す。

4 今後の指導等

令和6年度中に自主測定結果の報告がなかった設置者に対しては、毎年度報告するよう指導している。

5 自主測定結果の資料閲覧について

各事業所の測定結果は、次の窓口で閲覧できるほか、県のホームページに掲載する。

生活環境部資源循環推進課（審査グループ）

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階

南加賀保健福祉センター（生活環境課） 小松市園町ヌ48番地

石川中央保健福祉センター（生活環境課） 白山市馬場2丁目7番地

能登中部保健福祉センター（生活環境課） 七尾市本府中町ソ27番9

能登北部保健福祉センター（生活環境課） 輪島市鳳至町畠田102番4